

# 農業の振興に関する計画書

(農振法施行規則第4条の5第1項第27号関係)

熊本県八代市

令和7年4月11日

# 八代地域の農業の振興に関する計画

令和7年4月11日 策定

## 1 趣旨（目的又は背景等）

本市は熊本県の南部、球磨川の中下流域に位置し、一国一城令の特例として認められた八代城の城下町として栄えてきた。

本市における農業の位置づけは、基幹産業の一つとして大きな比重を占めており、広大な八代平野を生かし、基幹作物である地域特産物のい草、施設園芸（トマト、メロン、いちご）、露地野菜（キャベツ、ブロッコリー等）、果樹等に水稻を組み合わせた作物の栽培、東陽地区、泉地区の中山間地域においては、生姜、茶等の地域の特性を活かした作物の栽培等、生産性の高い農業を展開してきた。

しかし、近年の農業従事者の高齢化、兼業化等による担い手の減少に加え、国際化の進展による輸入農産物の増大、特にい草に関してはその影響が甚大であり、い業農家数、作付面積は著しく減少しており、産地としての存続も危ぶまれる状況に至っている。また、トマトやメロンなどその他の基幹作物に関しても産地間競争が激化しており、八代市が今後も農業生産基地として持続的発展を図るためには、新たに農業にチャレンジできる人材を確保・育成するなどして、意欲のある担い手への農用地の利用集積及び農作業の受委託等を進め農用地の有効利用を図るとともに、土地利用型作物の計画的な作付け体系の確立等、生産基盤整備と連動した土地利用により農用地の集団化を進める必要がある。

また、これらの他にも、将来に渡って農業者が安定的な営農を継続できるよう、地域の生活環境の整備・体制づくりも重要である。

これらのことから、本計画は、八代農業振興地域整備計画（以下「整備計画」という。）だけでは覆いきれない部分を補完する地域の農業振興に関する計画を定め、農業的土地利用と非農業的土地利用との計画的な調整をすることで、優良農地の確保を図るとともに、営農に係る条件整備を行うことで、地域の担い手となる農業従事者を確保し、地域の農業振興を図ることを目的とするものである。

## 2 八代地域の概要

### (1) 計画の対象区域

本計画は、八代農業振興地域全域を対象区域とする。

### (2) 八代地域の農業の現状（動向）と課題

近年、農業を取り巻く情勢は、急速な経済構造や農産物貿易構造の変化等により、内外共に大きく変動しており、今後、時代に適応した農業の再構築が求められている。生産現場では価格の不安定化や生産コストの上昇により農家所得は減少傾向にあり、離農または兼業化が進み農業経営の転換期を迎えている。

このような状況のなか、本市農業を持続的に発展させるために、規模拡大、生産組織の育成のための農用地流動化の推進を図ることが重要な課題となっている。

### (3) 八代地域の土地利用の現況等

#### ①自然条件

本市は北緯 32 度 30 分、東経 130 度 36 分、熊本市の南約 40 km に位置し、市域は東西約 50 km、南北約 30 km で、面積 68,129ha を有する農村型都市である。市域面積の約 73.3% を山林地帯が占め、農地面積は約 8,145ha で、市域面積の約 12.0% となっている。

市域の東部に連なる山麓地帯と八代海に向かって扇形に広がる平坦部から成り、その中央部を球磨川が地域を南北に分断して流れている。この球磨川の豊富な水は農業、工業用水に活用されているが、伏流水も豊富で、主に都市用水として活用されている。

気象については、年平均気温が 17.5℃ であり、最高気温 37.3℃、最低気温が -3.2℃、年間平均降雨量は約 2,028 mm と比較的温暖である。（R1～R5）

単位：ha

	総面積	農用地						混牧林地	農業用 施設用地	混牧 林地 以外の 山林 原野	その他
		農地				採草 放牧地	計				
		田	畑	樹園地	計						
農業振興地域	21,681	6,479	1,170	35	7,684	0	7,684	0	31	10,555	3,411
農用地区域	6,295	5,863	281	32	6,177	0	6,177	0	31	16	72
農振白地地域	15,386	616	888	3	1,508	0	1,508	0	0	10,540	3,339

※小数点以下は四捨五入

(令和5年達成状況調査)

#### ②経済的社会的条件

本市の総人口は 123,067 人(令和 2 年国勢調査)であり、昭和 55 年以降減少している。総世帯数は 49,204 世帯で平成 27 年と比べて 1,232 世帯増加しており、1 世帯当たりの人員は 2.5 人となっている。

また、産業別就業人口は就業人口総数 60,353 人(令和 2 年国勢調査)のうち、第 1 次産業が 8,263 人(13.7%)で平成 27 年と比べて 0.2%減少している。第 2 次産業は 13,132 人(21.8%)、第 3 次産業は

38,958人(64.6%)であり、それぞれ0.2%増、2.1%増となっている。

#### ア 交通体系

高速交通網については、本市には平成7年に開通した九州縦貫自動車道と現在延伸工事中の南九州西回り自動車道の分岐点があり、将来の九州の交通の要衝として重要な役割を果たすことが期待されている。

また、九州縦貫自動車道と並行して国道3号、県道八代鏡線等の主要幹線が南北に走っており、周辺町村の経済圏の中心となっている。

鉄道については、平成23年に九州新幹線が全線開業し、福岡市、鹿児島市まで1時間以内での移動が可能となった。人吉、宮崎方面へは鹿児島本線から肥薩線が、川内方面へは肥薩おれんじ鉄道が本市で分岐しており、宮崎県都城方面への高速バスが新八代駅から運行されるなど、南九州へのゲートウェイとして、その役割がますます高まっている。

海上輸送については、八代港が県道八代港線(八代臨港線)により八代インターチェンジと連結され、物流の拠点となっている。平成22年8月には国の重点港湾に指定され、熊本県南部経済圏の中心としての役割に加え、南九州の物流の拠点、南九州の玄関口としての本市の役割が高まってきていることに鑑み、岸壁の整備や港の耐震強化など物流拠点整備を進められてきた。平成29年7月には国際旅客船拠点形成港湾に指定され、港湾管理者である熊本県が「国際旅客船拠点形成計画」を作成し、同計画に基づき、港湾管理者と連携するクルーズ船社が岸壁の優先的な使用、クルーズ船社による旅客ターミナルビルの整備等、国際クルーズ拠点として必要な取組が進められてきた。

特に、新幹線新八代駅周辺とインターチェンジ周辺、県道八代港線沿線地域は新たな物流の拠点となる地域として計画的に開発を進めていく必要がある。

#### イ 企業進出

本市は、前述した有利な立地条件により、県南の交通、物流の要衝としてその重要性を増している。新八代駅前では平成23年秋に薬品卸売の物流センターが稼働を開始している。また、令和5年度には、熊本県から県南地域において工業団地の整備を検討している旨の公表がなされ、令和6年度に、八代インターチェンジ周辺にて、県営工業団地の整備を進めることが決定された。

これらの企業進出に伴う雇用機会の増大等により、その他の第3次産業へも波及効果が期待できるところである。

#### (4) 土地改良事業等の実施状況

(別紙のとおり)

#### (5) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積の状況

令和6年3月末現在、本市の効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積面積は約5,063ha(73.6%)(担い手の農地利用集積状況調査)であり、令和11年度までに地域の農用地の利用に占める面積のシェアを80%と設定している(令和4年4月策定(令和5年9月変更)農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想)。

### 3 八代地域の農業振興の方向及び方策等

<p>1 地域の特性に応じた農業振興の方向</p> <p>平成 21 年 10 月に策定し、平成 29 年 4 月及び令和 6 年 4 月に見直しを行った整備計画において、厳しい経済的社会的情勢のもとで農業を持続的に発展していくためには、稼げる農業を構築する必要があると考える。具体的には、担い手の経営農地を集積・集約化し、農作業の効率化等を図る。</p> <p>また、今後農業者の減少と高齢化の進行が見込まれる中、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指すとともに、小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間での労働力の提供や農地の貸借等により、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持を図ることで、地域農業者が安心して営農を行える環境づくりを目指していく。</p>
<p>2 振興計画により目指す農業振興の方策</p> <p>本市は平成 2 年度に農工計画を策定し、農地の流動化促進に伴う農用地の提供によって、企業の経営規模を拡大させることで、経営を縮小した農家のうち農外就業を希望する農業従事者の雇用の確保を図ってきた。今後は、規模縮小や離農によって耕作されなくなった農地は担い手へ集積する農地集積施策を推進し、優良農地の確保を図りながら農業者がより良い環境の下で営農が行うことができる基盤を整えることで、農業従事者を確保し、地域の農業振興を図るものである。</p>
<p>3 市町村整備計画における関連事項</p> <p>整備計画第 7 農業従事者の安定的な就業の促進計画</p>
<p>4 振興計画の達成状況（定期的検証の結果）</p> <p>計画の達成状況については、本市が例年開催している八代農業振興地域整備計画検討会議の日（年 2 回開催）までに、申出地が本振興計画に従って設置された施設が効用を發揮しているか確認を行うこととする。</p>

### 4 八代地域の土地利用の方向

市域の総面積 68,129ha のうち、農業振興地域を 21,681ha に設定している。農業振興地域のうち、農用地区域は 6,295ha であり、その利用区分は、農地 6,177ha（田 5,863ha、畑 281ha、樹園地 32ha）、農業用施設用地 31ha、森林原野 16ha、その他 72ha となっており、土地利用型作物の計画的な作付け体系の確立、集落営農組織づくり、農作業の受委託、意欲のある担い手への農用地の利用集積等を進め農用地の有効利用を図っている。

一方で、都市計画用途地域は、2,584ha となっており、地方拠点都市整備法による地方拠点都市の指定、九州新幹線鹿児島ルートの中線開業、南九州西回り自動車道の整備、アジア物流拠点として県南最大の国際貿易港である八代港の整備のほか、都市計画道路や上下水道等の都市基盤整備の拡充により、農地から宅地等への転用需要の高まりや、長引く農産物価格の低迷により農村地域における農業従事者の安定的な雇用機会の拡大に対する要望が高まっている。

このような中、本市では八代インターチェンジ周辺の土地に約 25ha の県営工業団地の整備が

決まっており、雇用機会の拡大が見込まれている。また、農村地域においては農工計画などによる農業従事者の安定的な就業の場の確保が必要であることから、整備計画に基づき優良農地の確保・保全を図るとともに国土利用計画（八代市計画）をはじめ八代市総合計画などの土地利用に関する諸計画との整合性を図りながら適切な土地利用を行うこととする。

## 5 施設の種類の、位置及び規模並びに振興計画の要件

### (1) 総括表

振興計画による方策	施設種類番号	施設の種類の	施設の位置	施設の用に供する土地の規模	
				うち農用地区域	
—	1	保育園及び当施設の駐車場（地元農業者の園児受入れ）	八代市高小原町字本畑割 1504 番 1 八代市高小原町字本畑割 1510 番 1	2,373 m <sup>2</sup>	2,373 m <sup>2</sup>

### (2) 施設調書

（別紙のとおり）

### (3) 規則第4条の5第1項第27号各号に掲げる要件

#### ①ア 農業委員会の意見の要旨（イの要件）

特になし。

#### イ 農業委員会の意見の振興計画への反映の内容（イの要件）

該当なし。

#### ②ア 縦覧日及び縦覧方法（ロの要件）

縦覧日 自 令和7年3月11日  
至 令和7年4月9日

縦覧方法 八代市役所掲示板及び市役所農林水産部農林水産政策課にて縦覧

#### イ 市町村の住民の意見の要旨（ロの要件）

意見なし。

#### ウ 市町村の住民の意見の処理結果（ロの要件）

意見の提出がなかったため該当なし。

#### ③定期的な検証（ハの要件）

振興計画の3の表の4に記載する狙いとする効用の発揮及び振興計画上の目標の達成度とは別に、毎年、八代農業振興地域整備計画検討会議の開催に合わせて、客観的に検証を行い、公表するものとする。

検証の結果、目標の達成が著しく不十分である場合には、必要な措置を講じ、またその後の振興計画の策定に反映させるものとする。

## 6 添付資料

- (1) 計画の対象区域及び計画の対象区域内の土地の農用地区域の指定状況を示した図面（農用地利用計画図）
- (2) 計画の対象区域内における土地改良事業等の実施状況を示した図面（生産基盤整備状況図）
- (3) 土地改良事業等の実施状況一覧
- (4) 農業委員会の意見書